

一般社団法人岡山・瀬戸内腎臓病協会定款

令和4年12月12日 作成

定 款

第1章 総 則

(名称)

第1条 当法人は、一般社団法人岡山・瀬戸内腎臓病協会と称する。

(目的)

第2条 当法人は、岡山県及び近隣の瀬戸内地域において、腎臓病診療に関わる人材を育成し、腎臓病診療を支援し地域医療の発展に貢献することを目的とする。

(事業)

第3条 当法人は、前条の目的を達成するために次の事業を行う。

- (1) 良質な腎臓病診療を提供しうる医師の育成
- (2) 医師、医療スタッフに対する継続的な教育、研修機会の創設と提供
- (3) 地域の医療ニーズに応えるべく医師の適切な配備
- (4) 腎臓病診療における専門医、かかりつけ医との連携強化の支援
- (5) 腎臓病研究の推進と支援
- (6) 研究会、研修会の開催
- (7) 腎臓病に関する啓発、普及活動
- (8) その他、当法人の目的を達成するために必要な事業

(主たる事務所の所在地)

第4条 当法人は、主たる事務所を岡山県倉敷市に置く。

(公告方法)

第5条 当法人の公告方法は、官報に掲載してする。

第2章 社 員

(社員)

第6条 当法人の社員は、当法人の目的に賛同して入社した者とする。

(入社)

第7条 当法人の成立後社員となるには、当法人所定の入社申込書により入社の申込をし、社員総会の承認を得なければならない。

(経費の支払義務)

第8条 社員は、社員総会で定める額の経費を支払わなければならない。

(社員名簿)

第9条 当法人は、社員の氏名及び住所を記載した社員名簿を作成し、当法人の主たる事務所に備え置くものとする。

② 当法人の社員に対する通知又は催告は、社員名簿に記載した住所又は社員が当法人に通知した居所にあてて行うものとする。

(退社)

第10条 社員は、次に掲げる事由によって退社する。

(1) 社員本人の退社の申し出。ただし、退社の申し出は、1か月前にするものとするが、やむを得ない事由があるときは、いつでも退社することができる。

(2) 死亡

(3) 総社員の同意

(4) 除名

② 社員の除名は、正当な事由があるときに限り、社員総会の決議によってすることができる。この場合は、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律（以下「一般法人法」という。）第30条及び第49条第2項第1号の定めるところによるものとする。

第3章 会 員

(会員種別)

第11条 当法人の会員は次の3種とし、一般法人法上の社員とはならない。

(1) 正会員 当法人の目的に賛同する個人

(2) 団体会員 当法人の目的に賛同する病院、クリニック、診療所

(3) 賛助会員 当法人の目的に賛同する法人又は団体

(入会)

第12条 当法人の成立後会員となるには、当法人所定の様式により入会の申込をし、代表理事の承認を得なければならない。

(入会金及び会費)

第13条 会員は、別に定める入会金及び会費を支払わなければならない。

(会員名簿)

第14条 当法人は、会員の氏名及び住所を記載した会員名簿を作成し、当法人の主たる事務所に備え置くものとする。

② 当法人の会員に対する通知又は催告は、会員名簿に記載した住所又は会員が当法人に通知した居所にあてて行うものとする。

(任意退会)

第15条 会員は、別に定める退会届を1か月前までに代表理事に提出して、退会することができる。

(除名)

第16条 会員が次の各号の一に該当するときは、社員総会の決議によって当該会員を除名することができる。

- (1) 当法人の定款又はその他の規則に反する行為をしたとき
- (2) 当法人の名誉を傷つけ、又は当法人の目的に違反する行為をしたとき
- (3) その他除名すべき正当な事由のあるとき

(会員資格の喪失)

第17条 会員は、次の各号の一に該当するときは、その資格を喪失する。

- (1) 退会したとき
- (2) 会費を2年以上滞納したとき
- (3) 除名されたとき
- (4) 死亡し、もしくは失踪宣告を受け又は法人である団体が解散したとき

(抛出金品の不返還)

第18条 会員がすでに納入した入会金、会費及びその他の抛出金品は、いかなる理由があっても返還しない。

(会員規則)

第19条 会員は、この章に定める規定のほか、当法人が別に定める会員規則に従う。

第4章 社員総会

(招集)

第20条 当法人の定時社員総会は、毎事業年度末日の翌日から3か月以内に招集し、臨時社員総会は、必要に応じて招集する。

- ② 社員総会は、法令に別段の定めがある場合を除くほか、理事会の決議に基づいて代表理事がこれを招集する。代表理事に事故若しくは支障があるときは、あらかじめ定めた順位により他の理事がこれを招集する。
- ③ 社員総会を招集するには、会日より1週間前までに、社員に対して招集通知を発するものとする。ただし、招集通知は、書面であることを要しない。

(招集手続の省略)

第21条 社員総会は、社員全員の同意があるときは、招集手続を経ずに開催することができる。

(議長)

第22条 社員総会の議長は、代表理事がこれに当たる。代表理事に事故若しくは支障があるときは、あらかじめ定めた順位により、他の理事がこれに代わる。

(決議の方法)

第23条 社員総会の決議は、法令又は定款に別段の定めがある場合を除き、総社員の議決権の過半数を有する社員が出席し、出席した社員の議決権の過半数をもって行う。

(議決権の代理行使)

第24条 社員は、当法人の社員又は親族を代理人として、議決権を行使することができる。ただし、この場合には、社員総会ごとに代理権を証する書面を提出しなければならない。

(社員総会議事録)

第25条 社員総会の議事については、法令に定める事項を記載した議事録を作成し、議事録作成者が署名又は記名押印して10年間当法人の主たる事務所に備え置くものとする。

第5章 役員

(役員)

第26条 当法人につきの役員を置く。

- (1) 理事3名以上10名以内
- (2) 監事2名以内
- ② 理事の内1名を代表理事とする

(理事の選任の方法)

第27条 当法人の理事の選任は、社員総会において総社員の議決権の過半数を有する社員が出席し、出席した当該社員の議決権の過半数をもって行う。

(代表理事)

第28条 理事会の決議によって代表理事1人を選定するものとする。

(役員任期)

第29条 理事の任期は、選任後2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時社員総会の終結の時までとする。

- ② 任期満了前に退任した理事の補欠として、又は増員により選任された理事の任期は、前任者又は他の在任理事の任期の残存期間と同一とする。
- ③ 監事の任期は、選任後2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時社員総会の終結の時までとする。
- ④ 任期満了前に退任した監事の補欠として選任された監事の任期は、前任者の任期の残存期間と同一とする。

(監事の職務)

第30条 監事は、理事の職務の執行を監査し、法令の定めるところにより、監査報告を作成する。

(報酬等)

第31条 理事、代表理事及び監事は無報酬とする。ただし、会務のために要した費用は支弁することができる。

(役員の実任免除)

第32条 当法人は一般法人法第111条第1項に定める損害賠償責任について、役員等が職務を行うにつき善意でかつ重大な過失がないときは、責任の原因となった事実の内容、その役員等の職務執行の状況その他の事情を勘案し、特に必要と認めるときは、一般法人法に定める最低限度額を控除して得た金額を限度とし、社員総会の決議によって免除することができる。

第6章 理事会

(構成)

第33条 当法人に理事会を置く。

② 理事会はすべての理事をもって構成する。

(権限)

第34条 理事会は次の職務を行う。

- (1) 当法人の業務執行の決定
- (2) 理事の職務の執行の監督
- (3) 代表理事の選定及び解職

(招集)

第35条 理事会は代表理事が招集する。

② 代表理事が欠けたとき又は代表理事に事故があるときは、あらかじめ代表理事によって指名された順序に従って理事が理事会を招集する。

(決議)

第36条 理事会の決議は、決議について特別の利害関係を有する理事を除く理事の過半数が出席し、その過半数をもって行う。

(決議の省略)

第37条 理事が、理事会の決議の目的である事項について提案した場合において、その提案について議決に加わることのできる理事の全員が書面又は電磁的記録により同意の意思表示をしたときは、その提案を可決する旨の理事会の決議があったものとみなす。ただし、監事が異議を述べたときは、この限りでない。

(報告の省略)

第38条 理事又は監事が、理事及び監事の全員に対し、理事会に報告すべき事項を通知した場合においては、その事項を理事会に報告することを必要としない。

- ② ただし、一般法人法第91条第2項の規定による報告についてはこの限りでない。

(議事録)

第39条 理事会の議事については、法令で定めるところにより、作成する。

- ② 議事録が書面によって作成されているときは、出席した代表理事及び監事が記名押印する。
- ③ 理事会の決議に参加した理事であって前項の議事録に異議をとどめないものは、その決議に賛成したものと推定する。

第7章 幹事

(幹事)

第40条 理事の会務の遂行を補助するため、若干名の幹事を置く。

- ② 幹事は代表理事が推薦し、理事会の承認を得て、委嘱する。
- ③ 幹事は有給とすることができる。

第8章 職員

(職員)

第41条 当法人の事務を処理するため、事務局及び必要な職員を置く。

- ② 職員は代表理事が任免する。ただし、事務局長は代表理事が理事会の決議に基づいて任免する。
- ③ 職員は有給とする。
- ④ 職員に関する必要な事項は、理事会において定める。

第9章 委員会

(委員会の設置)

第42条 当法人は、理事会の決議に基づいて各種の委員会を置くことができる。

- ② 各委員会の委員長及び委員は、代表理事が推薦し、理事会の決議に基づいて委嘱する。
- ③ 各委員会に関する事項は理事会において定める。

第10章 計算

(事業年度)

第43条 当法人の事業年度は、毎年4月1日から翌年3月31日までとする。

(計算書類等の定時社員総会への提出等)

第44条 代表理事又は理事は、毎事業年度、計算書類（貸借対照表及び損益計算書）及び事

業報告につき、監事の監査を受け、理事会の承認を受けた上、定時社員総会に提出しなければならない。

- ② 前項の場合、計算書類については社員総会の承認を受け、事業報告については理事がその内容を定時社員総会に報告しなければならない。

(計算書類等の備置き)

第45条 当法人は、各事業年度に係る貸借対照表、損益計算書及び事業報告並びにこれらの附属明細書を、定時社員総会の日の1週間前の日から5年間、主たる事務所に備え置くものとする。

(剰余金の不分配)

第46条 当法人は、剰余金の分配をすることができない。

第11章 定款の変更及び解散

(定款の変更)

第47条 この定款は、社員総会の決議によって変更することができる。

(解散)

第48条 この法人は、社員総会の決議その他法令で定められた事由により解散する。

(残余財産の帰属)

第49条 この法人が清算をする場合において有する残余財産は、社員総会の決議を経て、公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律第5条第17号に掲げる法人又は国若しくは地方公共団体に贈与するものとする。

第12章 附 則

(設立時社員の氏名及び住所)

第50条 当法人の設立時社員の氏名及び住所は、次のとおりである。

設立時社員	住所	岡山市中区湊880番地158	氏名	柏原直樹
設立時社員	住所	岡山市北区京山二丁目2番3号	氏名	平松信
設立時社員	住所	岡山市中区中島199番地4	氏名	福島正樹

(設立時の役員)

第51条 当法人の設立時理事は、次のとおりとする。

設立時理事	住所	岡山市中区湊880番地158	氏名	柏原直樹
-------	----	----------------	----	------

設立時理事 住所 岡山市北区京山二丁目2番3号 氏名 平松信

設立時理事 住所 岡山市中区中島199番地4 氏名 福島正樹

設立時監事 住所 岡山市北区東島田町二丁目1番27号1402号 氏名 杉山齊

(最初の事業年度)

第52条 当法人の最初の事業年度は、当法人成立の日から令和6年3月31日までとする。

(定款に定めのない事項)

第53条 この定款に定めのない事項については、すべて一般法人法その他の法令の定めるところによる。

以上、一般社団法人岡山・瀬戸内腎臓病協会を設立のため、設立時社員柏原直樹外2名の定款作成代理人である司法書士石井芳子は、電磁的記録である本定款を作成し、電子署名する。

令和5年3月31日

設立時社員 住所 岡山市中区湊880番地158 氏名 柏原直樹

設立時社員 住所 岡山市北区京山二丁目2番3号 氏名 平松信

設立時社員 住所 岡山市中区中島199番地4 氏名 福島正樹

上記設立時社員3名の定款作成代理人

岡山市北区南方一丁目5番2号

司法書士 石井芳子